

平成 15 年 6 月 12 日

各 位

会社名	株式会社コロワイド
代表者の	代表取締役社長
役職氏名	渡辺 順寛
コード番号	7616(東証 1 部)
問合せ先	専務取締役
	野尻 公平
電話	(045)-312-5970

新株予約権を用いたストックオプションに関するお知らせ

当社は、平成 15 年 5 月 20 日開催の取締役会において、商法第 280 条ノ 20 および第 280 条ノ 21 の規定に基づいて、当社の取締役及び従業員に対しストックオプションとして新株予約権を発行することの承認を求める議案を、下記のとおり平成 15 年 6 月 14 日開催予定の当社第 41 期定時株主総会に提案することを決議しましたのでお知らせいたします。

記

1. 株主以外の者に対し特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社の業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めるため、ストックオプションの目的で当社の取締役及び従業員に対し無償で新株予約権を発行するものであります。

なお、ストックオプションの目的で発行することから、下記要領に記載のとおり新株予約権については無償で発行し、新株予約権行使時に払込みをすべき金額は下記要領 2.(5) に定めるとおり新株予約権の発行時点の時価を基準とした価額としております。

2. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の割当を受ける者(以下「対象者」という。)

当社の取締役及び従業員

(2) 新株予約権の目的たる株式の種類および数

当社普通株式 500,000 株を上限とする。

ただし、下記(3)により、各新株予約権の目的たる株式の数が調整される場合には、調整後株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

(3) 発行する新株予約権の総数

1,000 個を上限とする。

なお、新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数は 500 株とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により各新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。かかる調整は各新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（または併合）の比率

（４）新株予約権の発行価額

無償とする。

（５）新株予約権行使時に払込みをすべき金額

新株予約権の目的たる株式 1 株当たりの払込金額は、新株予約権発行日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の終値（以下「終値」という。）の平均値の金額（以下「払込価額」という。1 円未満は切り上げる。）とする。ただし、その払込価額が新株予約権発行日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値。）を下回る場合には新株予約権発行日の終値とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

1

調整後払込価額 = 調整前払込価額 × $\frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$

上記のほか、新株予約権発行日後に、当社が他社と合併、または会社分割を行う場合等、払込価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、必要かつ合理的な範囲で払込価額を調整するものとする。

（６）新株予約権権利行使期間

平成 17 年 7 月 1 日から平成 21 年 6 月 30 日まで

（７）新株予約権行使条件

対象者は、権利行使時において当社または当社の関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要し、それ以外の場合には新株予約権を行使できないものとする。また、対象者の相続人による行使は認めない。

その他の新株予約権行使条件は、平成 15 年 6 月 14 日開催予定の当社第 4 1 期定時株主総会後に開催される取締役会決議により定める。

（８）新株予約権の消却事由および条件

対象者が権利行使をする前に、上記（７）の または に定める新株予約権行使条件に該当しなくなり権利を喪失したときは、当該新株予約権は無償で消却することができる。

当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、または当社が完

全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権は無償で消却することができる。

(9) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要するものとする。

以 上

新株予約権の具体的な発行及び割当の内容は、上記について平成 15 年 6 月 14 日開催予定の当社第 4 1 期定時株主総会において承認可決されることを条件とし、同株主総会後に開催される当社取締役会の決議をもって決定いたします。